

いじめ防止基本方針



土浦市立大岩田小学校

土浦市立大岩田小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

【いじめ定義の4つのポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

上記のように定義されたいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本方針として、次の5つをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のための手段を講じる。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、関係機関や専門家等との連携・協力を図り、解決にあたる。
- 学校と家庭及び地域が協力していじめの防止や早期発見、事後指導にあたる。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 生徒指導体制

- ア 学校教育目標の一つ「やさしさいっぱい」の実現に向けて、いじめをしない、させない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として人権作文・人権集会等を実施する。

(2) 教育相談体制

- ア 児童及び保護者並びに本校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① いじめ相談窓口の設置
 - ② スクールカウンセラー等の活用
- イ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利やその他の権利利益が擁護されるよう、関係機関との連携・充実を図る。

(3) 校内研修体制

- ア いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。
- イ いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、関係機関との連携を図る。
- ウ いじめに関する教職員の認識の共有と行動の一元化を図る。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ア 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、情報モラル研修会等による啓発活動を行う。
- イ インターネットを通じて行われるいじめについて適切な対応が行われるよう、教職員への各種調査研究及び検証結果並びに研修の機会等の情報提供を行う。

(5) 地域・家庭及び関係機関との連携

- ア 学校のいじめ防止等について、学校が家庭や地域及び関係機関と密接に連携できるように、日頃から本校の取り組みについての情報を提供する。
- イ いじめを防止することの重要性について、あらゆる機会を通じて地域・家庭への啓発活動を行い、理解・協力を得られるよう相互理解を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

(6) その他

- ア 本県のいじめ防止等の対策として設置された「いじめ・体罰解消サポートセンター」について周知し、児童及び保護者等が適宜有効活用できるようにする。
- イ 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」に則り、いじめの根絶に向けて、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識の下、児童生徒の尊厳を保持し、その生命及び心身を保護することを最優先に、いじめの未然防止をはじめ、いじめを早期に発見し、対処するための意識改革と仕組みづくりに全力で取り組む。

3 早期発見のための取り組み

(1) 調査の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ア 児童対象のいじめアンケート調査 | 毎月1回（記名式） |
| イ 教職員対象のいじめ SOS のサイン | 年3回（6月、11月、2月） |
| ウ 保護者対象のアンケート調査 | 年2回（6月、1月） |

(2) 教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及びその保護者並びに教職員に対する教育相談を次のとおり実施する。

- | | |
|--------------|-------------|
| ア 児童対象の教育相談 | 年2回（7月、12月） |
| イ 保護者対象の教育相談 | 随時 |
| ウ 教職員対象の教育相談 | 随時 |
| スキルアップのための研修 | |

(3) その他

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及びその保護者並びに教職員等に対し、必要に応じて臨時にアンケートや教育相談等を実施し、情報の収集及び提供に努め、いじめ防止等に向けた措置を講じる。

4 早期対応の在り方

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開き、すみやかに事実の有無の確認を行い、その結果を土浦市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、観衆や傍観者となった児童に対しては仲裁者となる指導を徹底する。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者が共有するための措置などを行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、土浦警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに土浦警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) 本校の「いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか、「いじめ防止対策委員会」を中心として定期的に点検し、必要に応じて見直しを図り、常に本校の実態や社会の変化の情勢に即して改善を図るものとする。

5 いじめ防止等のための組織と実践

いじめの防止等を実効的に行うため、次の組織を設置する。

(1) 学校内の組織

- ア 名称 「いじめ対策委員会」
- イ 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭その他必要に応じて家庭児童相談員、スクールカウンセラー、当該学級担任
- ウ 活動
 - ・いじめの早期発見に関すること
 - ・いじめの防止に関すること
 - ・いじめ事案の対応に関すること
 - ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- エ 開催 学期1回を定例会とし、必要に応じて緊急開催とする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急の生徒指導上の問題が発生した場合は、適切な処置を行うとともに、校長の指示により敏速に「緊急いじめ対策委員会」を組織し、支援体制を整える。「緊急いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、必要に応じてPTA会長、土浦警察署、主任児童委員、学区内地区長、青少年健全育成連絡協議会会長を加えるものとする。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 年間計画

	学 校 行 事	い じ め 対 応 策
4 月	新任式・始業式・入学式	いじめ調査（児童対象）
5 月	情報モラル教室・交通安全教室 合同引き渡し訓練	いじめ調査（児童対象） いじめに関する研修
6 月	宿泊学習	いじめ調査・学校生活アンケート 教職員対象いじめ SOS サイン活用 保護者対象アンケート
7 月	個人面談	いじめ調査
8 月		
9 月	P T A 奉仕作業	いじめ調査
10 月	終業式・始業式 運動会	いじめ調査
11 月	自由参観	いじめ調査 教職員対象いじめ SOS サイン活用 保護者対象アンケート
12 月	人権教室	いじめ調査
1 月	県学力診断テスト	いじめ調査・学校生活アンケート
2 月	学年末 P T A	いじめ調査 教職員対象いじめ SOS サイン活用
3 月	卒業式・修了式	いじめ調査 次年度に向けた校内・小中一貫校での 情報交換 引き継ぎ

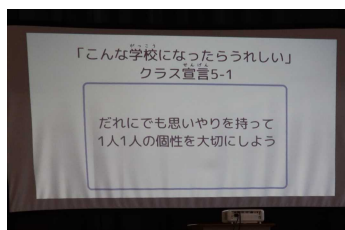
8 參考資料

マナーアップ集会 (R 6. 12. 18)

- ・各学級より「いじめゼロ宣言」、みんなのランキング
- ・個人で応募「マナーアップキャンペーンイラスト」

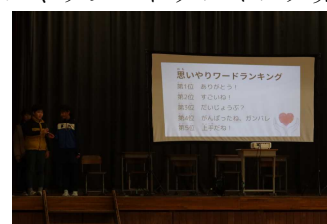
- 1 はじめのことば
- 2 代表委員長の話
- 3 いじめゼロ宣言（各クラスから）
- 4 いじめ撲滅ソング
- 5 マナーアップ劇
- 6 校長先生の話
- 8 おわりのことば

【マナーアップ劇】



マナーアップ集会

【思いやりワードランキング発表】



【マナーアップ劇】

